



IFLA 図書館の電子書籍貸出（eLending）のための原則（和訳）

当資料は、次の英文の和訳である。

IFLA Principles for Library eLending

(<http://www.ifla.org/files/assets/hq/topics/e-lending/principles-for-library-elending-rev-aug-2013.pdf>)

(2013年8月16日改定)

※参考： <http://www.ifla.org/node/7418>

IFLA 図書館の電子書籍貸出(eLending)のための原則

背景

電子的コンテンツは、ここ 20 年以上にわたり図書館コレクションの重要な部分をなしてきた。比較的最近までこのコンテンツは、主として新聞や科学技術系のジャーナルや専門書の統合データベースへのアクセスを内容とするものであった。2010 年以降、消費者による電子書籍専用端末の購入が一部の市場で劇的に増加し、これに呼応するように電子的な商業出版物¹の入手が容易になったことから、公共図書館において電子書籍への需要が高まっている。

デジタルデータベースは通常学術出版社が提供しており、これの図書館における導入・使用に関しては、IFLA「ライセンス契約原則」(2001 年)において取り扱われている。この原則は、「図書館と情報プロバイダーとの間の契約関係及び書面による契約において反映されるべき基本的な一連の原則」を提示している²。データベースと商業電子出版物双方の電子的コンテンツについて共通した懸案事項はあるものの、商業電子出版物への図書館のアクセスに係る論点は、図書館への流通に前向きな情報プロバイダーの存在を前提とし、通常、アクセスのための条件が交渉の主題となるデータベースに関する論点とは根本的に異なるものである。日進月歩の進化を続ける商業電子出版は、図書館に対してこれまでとは異なる技術的、法的また戦略的な課題を突き付けている。これらの課題は、一部で出版社や著作者同様に図書館とその利用者にも混乱や不満をもたらしている。

2011 年、IFLA 運営理事会は、ワーキンググループ(WG)を設置し、IFLA と加盟メンバーがこの状況に取り組むために考慮すべき行動を提案する任務を課した。2012 年 4 月、電子書籍貸出 WG は「[背景資料](#)」を作成し、[外部コンサルタントに委託し]「[図書館、電子書籍貸出及び電子的コンテンツへの公共アクセスの未来](#)」と題する「状況解説」をとりまとめた。これを基に、2012 年 11 月の[専門家会合](#)で議論を行った。2013 年 2 月、ダウンロード可能な電子書籍を図書館蔵書とすることに関する課題解決に向けて図書館を支援する目的で、IFLA 運営理事会は[図書館の電子書籍貸出のための原則](#)を承認した。

電子書籍を取り巻く環境は急速に変化しており、IFLA はこれらを反映するため[図書館の電子書籍貸出のための原則](#)を改定した。この改定された原則は、電子書籍の収集、著作権の例外・制限、アクセシビリティ、保存を含めたアクセスの継続性、利用者プライバシーの重要性に引き続き焦点を置きつつ、前文を改定し、文章を簡略化したものである。

¹ 商業出版物とは、通常、一般消費者向けに小売を経て流通している出版物のことである。

² <http://www.ifla.org/publications/ifla-licensing-principles-2001>

前文

インターネット時代の到来及び電子的コンテンツの爆発的増加は、情報、アイデア及び知識の民主化において、新しく刺激的な時代の到来を先駆けるものであった。これはおそらく、少なくとも歴史に記録されるその他の事件に劣らず、力強い変革の力を有したものであった。しかしながら、電子的流通や情報・コンテンツへのアクセスの普及に伴う革新的で多様な社会・経済的な便益にもかかわらず、公共アクセスの領域においては一部で時代を逆行させるような不穏な兆しが見られる。

テキストをベースとしたコンテンツの電子的な流通が発展している現状では、図書館とその利用者は、少なくとも、紙媒体の書籍と同様の条件で電子書籍を入手し利用したいと望んでいる。しかし、図書館は、許容可能な条件で蔵書として市販の電子書籍を収集しようとする、制約の多い現実と直面することになる。たとえば、図書館による電子書籍へのアクセスが小売販売を徐々にむしばみ、それによって著作権使用料が減少するかもしれないと考え、一部の商業出版社と著者は図書館への提供を留保している。

電子的コンテンツに関する権利消尽の問題は、法的議論が激しく、不確実性を増している論点である。権利者は、電子的な著作物に購入者が最初のアクセスを行った後でもその利用についても制御可能という仮定に立って行動している。この仮定は、いくつかの国で訴訟上の争点となっている。有体物に適用されるのと同様の権利消尽の法理が電子的な著作物にも適用される（すなわち、同一著作物の複製が一つである限り、権利者の許諾なく、転売や貸出が可能である）という合意が成立するのであれば、IFLAの原則のいくつかは達成できる。販売後にも電子的な著作物の全ての利用を制御できるという権利者の解釈が広く普及することになれば、時代を超えて文字文化への社会的アクセスを保証するという図書館の公共サービスの使命が損なわれることになろう。

*図書館における電子書籍に関するIFLAの原則*は、図書館が電子書籍を蔵書とするための合理的な契約条件に図書館、出版社・著者が同意すること、ひいては図書館が社会のために知識と情報へのアクセスを保証するという使命を果たすことを可能にすることが不可欠であるという前提に立っている。出版社や著者の経済的な活力を持続させるための解決策は必要ではあるが、図書館が市販の電子書籍を図書館の蔵書として利用契約を締結及び（又は）購入することを彼らが制限することは認められない。

図書館に対して電子書籍を販売しないという事態が継続するのであれば、合理的な条件で図書館が電子書籍を入手できるよう、立法によって出版社や著者に義務づけるべきである。出版社や著者が公的な資金援助を受けているような国では、政府が図書館を通じて出版物へのアクセスを保証させるべきとする論拠はとりわけ強いものとなる。

世界中の図書館は、情報へのアクセスを提供するという基本的な使命を帯びて活動している。電子書籍市場の技術的な可能性や成熟度が地域ごとに異なることは認めざるを得ないとしても、この使命は普遍的なものであり、地域にかかわらず達成されるべきものである。

原則

1. 図書館は、制限〔エンバーゴ〕を課されることなく、市販されているすべての電子書籍について利用契約を結び及び（又は）購入する権利を有さなくてはならない。出版社及び（又は）著作者によって図書館に対する販売が留保される場合には、国の立法により合理的な条件でのアクセス提供を義務づけるべきである。図書館は、情報と知識へのアクセスをコミュニティに提供するという任務を支援するため、出版社や書店の取扱書籍の中から特定のタイトルを選ぶことによって自らの蔵書を決定できなければならない。
2. 図書館は合理的な条件と公正な価格で電子書籍を利用できなければならない。契約条件は透明で、価格は図書館が予算と資金調達サイクルの範囲内で運営できるように予測可能なものでなければならない。
3. 電子書籍の利用契約もしくは購入オプションは、国内法に定められた図書館と利用者が享受できる著作権の制限及び例外を尊重しなければならない。次の権利がこれに該当する。
 - a. 著作物の一部分を複製すること
 - b. 永久アクセスの利用契約及び（又は）購入である場合、保存を目的として著作物をフォーマット変換すること
 - c. 利用者の求めに応じて、他の図書館に著作物の一時的複製物を提供すること
 - d. 読書障害を持つ人が利用できるよう、著作物をフォーマット変換すること
 - e. 不正利用を目的としないことを条件として、技術的保護手段を回避すること
4. 図書館に提供される電子書籍は、特定のプラットフォームに依存してはならず、またアクセシビリティに関する諸基準に基づいて開発されなければならない。コンテンツは、図書館システムと OPAC に統合可能で、図書館あるいは図書館後援者が投資することを選択したプラットフォーム、アプリケーション及び電子書籍端末で使用可能でなければならない。
5. 図書館における電子書籍の長期保存を保証するための戦略が整えられなければならない。電子書籍の長期的な利用可能性は、出版社の営業停止といった要因によって阻害されてはならない。この問題は、出版社と図書館による保存蓄積データベースの共同開発や、電子的コンテンツの特定機関への法定納本を義務づける法的解決策などの方法により対応可能である。
6. 電子書籍サービスにおいては、図書館利用者のプライバシーが保護されなければならない。図書館と図書館利用者は、読書記録を含めた個人情報の管理及び利用について、十分な情報提供を受けた上で決定できなければならない。

この原則は、2013年2月に開催された IFLA 運営理事会で承認され、2013年4月に改定、2013年8月に再度改定された。